

ボランティアに関するガイドライン

高田短期大学ボランティア活動支援室は、本学の建学の精神・教育理念に則り、人間教育・キャリア教育の一環としてのボランティア活動の推進に寄与することをもって目的とする。募集团体から寄せられた活動情報は、以下の基準に基づき取り扱うものとする。

1. ボランティア活動の定義

本学におけるボランティア活動は、以下に示すとおり定義する。

- ・公益性・公共性が高い活動
- ・営利を目的としない活動
- ・活動にあたり、安全性が高いと判断される活動
- ・受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴った対応をする活動

2. 募集团体の受け入れ体制

- ・募集や受け入れの担当者が明確であること
- ・有償活動とボランティア活動を明確に区別していること

3. ボランティア募集を行う団体等と活動の選定基準

ボランティア募集を行う団体の範囲

活動分野や範囲、法人格の有無は問わない

[具体的な例]

ボランティア等を行っている市民活動団体(NPO、NGO等。ただし任意団体もしくは法人であるかどうかは問わない)、社会福祉法人、医療法人、学校法人、社団法人・財団法人等の公益法人、国や地方自治体、独立行政法人、国連機関、企業、労働組合など。

なお、企業においては非営利による社会貢献活動に限る。

4. ボランティア募集团体との申し合わせ

高田短期大学ボランティア活動支援室は、ボランティア募集の受付時、ボランティア受け入れ団体に以下の申し合わせ事項を示し、了承を得る。

- (1)活動開始前に活動内容や条件を当支援室に提示し、その内容について両者の間で合意の上、活動をはじめること。
- (2)活動開始前に必ずオリエンテーション等を実施し、活動に必要な情報や留意点をあらかじめ伝達し、活動開始後は、必要に応じて研修・支援等を行うこと。
- (3)ボランティア活動中、各団体ボランティア担当スタッフとともに活動を行うこと。
- (4)活動開始前にあらかじめボランティア申込者である学生が加入する保険の適用範囲を確認しておくこと。
- (5)尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与える等のハラスメント防止に留意すること。

5. 活動時間

- ・活動時間は、片付け、準備等合わせて拘束時間 3 時間以上 8 時間以内を一定基準とする。
- ・ボランティア申込者に対し、原則として 20 時以降 6 時までの活動は依頼することができない。

6. 紹介ができないボランティア活動

- ・公益性・公共性、非営利、安全性、教育的配慮に合致しない活動
- ・法令に抵触する活動
- ・第三者に損害又は不利益を与える活動や行為、第三者を誹謗中傷する活動
- ・申請時に提出された内容に、虚偽や誇張が認められる活動
- ・活動に関する責任体制が明確でない活動
- ・精神的・肉体的苦痛が心配される活動（セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを含む）
- ・学生による車の運転が主目的のもの
- ・水泳監視、ベビーシッター、病院の介助など人命に関わるものが予想される活動
- ・宿泊を伴う活動（適切に夜間睡眠が確保されている活動についてはこの限りではない）
- ・本来、有資格者の指導によってなされるべき活動
- ・その他、高田短期大学ボランティア活動支援室が不相当と判断する活動